



小池雄一

修郎先生の事件簿

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしゅう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

△前回のあらすじ▽
ジャカルタ近郊の部品工場で働く鈴木一郎さん。ある日、労働局の役人2人が突然、工場に立ち入り検査にやってきました。そして、品質管理(QC)マネジャーの大谷翔平さんに、「QCマネジャーとして就労許可(IMTA)を取っているのに、社内の財務関係の書類にサインしているのが就労許可違反。財務マネジャーへの役職変更とその手続が完了までの就労禁止。その上で、罰金5億ルピア」と言ってきた。

佐生 労働法2003年第13号第42条では、決められた役職でのみ就労できると書かれていて、それに違反した場合は罰則規定は第185条により、最低1年最長5年の禁錮および/または最低1億ルピア最高4億ルピアの罰金となっている。

鈴木 あれー、5億ルピアって言われたよ。

佐生 よくある話だけど、吹っ掛けてきたのだからね。または、イミグレーション法を見て言っているのかもしれない。イミグレーション法2011年第6号の122条では、滞在許可の供与目的に適合しない活動を行う外国人は、最高5年以下の禁錮および最高5億ルピアの罰金刑に処するとされている。

鈴木 労働局の役人がイミグレーション法を参照するのはおかしくない？

佐生 おっしゃる通り。本来、労働局の役人であれば労働

立ち入り検査がやってきた！その2

働法上の問題を管轄している。だから今回の5億ルピアは根拠なしと同じなんだよね。

鈴木 ふうむ。とにかく法廷で決着しようと思えば、それらの法律が参照されて量刑が決定されるのだね。

佐生 そう。でも、実際には裁判になる前に当局との話し合いで解決してしまうことがほとんどだね。

える。

これから本人や社内の人にインタビュが繰り返され、不備や不整合を詳しく調べられるはずだ。ふっかけられたままの金額をそのまま払うのはナンセンス。向こうの言い分のおかしなところに対しては異議を唱え、論理的に戦う必要がある。

だから、このことは会社のリスクと認識して、あらかじめ

刑が見い出され解決していく。おかしな話だけど現実なのだ。

鈴木 今回どれくらいの金額になりそうなの？

佐生 うーん、今はわからない。数年前だと何百万ルピアだったけど、この1、2年は桁が1桁も2桁も違ってきているからね。

鈴木 まさか大谷君個人が払うってことはないよね。

佐生 外国人の就労の問題は個人ではなくIMTAの Sponsor になる企業が責任を負うことになっている。だから外国人を雇用する会社は、責任をもって外国人の許可証の状況を把握し、会社のリスクとして、外国人勤務者の就労状況など、許可関係の原則と現実とのギャップも理解しておく必要があるね。

鈴木 修郎先生、新聞紙面でここまで書いて、踏み込み過ぎじゃない？

佐生 いやいいんだよ。こ

大谷君の場合ではIMTAは所持していた訳だからIMTAなしで就労していた場合より違反の度合いは低いと言話し合いの結果で何らかの量

佐生修郎 心得えの条

一 外国人の就労は個人の問題ではなく、スポンサー企業が責任を負うべき問題。

二 外国人勤務者の就労許可と現実の勤務状況のギャップ、不整合、矛盾は会社にとってのリスク。役職と組織図、名刺、活動内容は会社として把握、最適を考えるのがリスクマネジメント。

めちゃんと最低限の勉強はしておく必要があるのだ。最終的には、このインタビュや話し合いの結果で何らかの量

佐生 修郎先生、新聞紙面でここまで書いて、踏み込み過ぎじゃない？

佐生 いやいいんだよ。こ

これは事実を基にしたフィクションということになっているのだから。ふふふ。(続く)

こいけ・ゆういち FPC インドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタップへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「幕ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。51歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断で検討ください。

× ×

「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第1水曜に掲載します。